１箇月の拘束時間の延長に関する協定書（例）

（車庫待ち等の日勤勤務のタクシー運転者）

○○タクシー株式会社代表取締役○○○○と○○タクシー労働組合執行委員長○○○○（○○タクシー株式会社労働者代表○○○○）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第２条第１項第１号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

１ 本協定の適用対象者は、日勤勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所（又は○○駅）において待機する就労形態のものとする。

２ １箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は１日とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 300  時間 | 288  時間 | 295  時間 | 288  時間 | 295  時間 | 288  時間 | 288  時間 | 295  時間 | 295  時間 | 300  時間 | 288  時間 | 295  時間 |

３ 本協定の有効期間は、令和〇年４月１日から令和〇年３年３１日までとする。

以上

令和　　年　　月　　日

○○タクシー労働組合執行委員長 ○○○○ 印

（○○タクシー株式会社労働者代表 ○○○○ 印）

○○タクシー株式会社代表取締役 ○○○○ 印